

仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、輪島市（以下「発注者」という。）が、受注者へ委託する「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証報告書作成業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

令和6年1月1日で発生した能登半島地震では、揺れ、液状化、津波、火災、土砂災害等の発生により、能登地域を中心として甚大な被害が発生した。また、同年9月に発生した能登半島豪雨においても、記録的な降雨により洪水や土砂災害が発生し、地震による災害復旧の最中において甚大な被害をもたらした。

これらの被害に対する復旧・復興は、未だ道半ばである。この災害では、「半島」地域特有の被害による教訓、少子高齢化等にも起因する教訓、孤立集落化に関する教訓、物資輸送に関する教訓、広域的防災体制に関する教訓など、災害が多発する日本において被災自治体は基より、全国の自治体につたえるべき教訓が数多くあった。

以上の状況を踏まえ、復旧・復興は、未だ道半ばではあるが、今回の能登半島地震・豪雨における災害検証を行い、住民及び行政機関の防災力の向上と防災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

第3条（履行場所）

本業務の業務場所（履行場所）は、輪島市全域とする。

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

第5条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 防災基本計画
- (6) 石川県地域防災計画
- (7) 輪島市地域防災計画
- (8) 輪島市業務継続計画
- (9) 輪島市受援計画
- (10) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月内閣府）
- (11) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月内閣府）
- (12) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月内閣府）

- (13) 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月 内閣府)
- (14) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(平成29年9月 中央防災会議防災対策実行会議)
- (15) 個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
- (16) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律第58号)
- (17) 輪島市財務規則
- (18) 輪島市情報セキュリティポリシー
- (19) その他本業務に係る法令及び通達等

第6条(配置技術者)

本業務における調査・検証は、今後の防災施策の幅広い利活用を見据えていることから、受注者は各種防災関連計画、都道府県外からの受援などに関する十分な知識と経験を有する技術者を配置し、適正な人員と体制を整え組織的なフォローアップ体制を構築しなければならない。配置する技術者は、以下の要件を満たすこととし契約時に資格証及び履行実績を証明する書類を提出するものとする。

(1) 主任技術者は、「技術士(河川、砂防及び海岸・海洋部門又または都市計画及び地方計画部門)」の有資格者とし、直近5ヶ年間に於ける各種防災関連計画(地域防災計画、BCP、受援計画等)の業務履行実績を有する者とする。

(2) 照査技術者は、主任技術者と同等の能力を有するものを選任し、技術士(建設部門/河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画)またはRCCM(河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市計画及び地方計画)かつ空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置すること。

(3) 担当技術者は、直近5ヶ年間に於ける各種防災関連計画(地域防災計画、BCP、受援計画等)の業務履行実績を有する者とする。

第7条(情報保護)

受注者は、発注者より貸与を受ける庁内組織に係るデータや、職員情報データ等の情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得している証明として、契約時に登録証(写)等を提出し、発注者の承認を得るものとする。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム(JIS Q 27001)

((一財)日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証)

(2) プライバシーマーク(JIS Q 15001)

((一財)日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証)

(3) 総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービス(地方公共団体情報システム機構によりデータ交換サービスにおける審査した通知)

第8条(秘密の保持)

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き続きこの義務を負うものとする。

第9条(貸与資料)

本業務に必要な資料として、下記を発注者から貸与するものとするが、各種資料・データに含まれる個人情報・行政機密等の取り扱いには格段の配慮を行うこと

とする。

- (1) 輪島市地域防災計画（資料編含む）データ
- (2) 輪島市災害時の関連資料データ
- (3) その他、業務をおこなう上で発注者が必要と判断した資料

第10条（提出書類）

本業務について受注者は、速やかに発注者へ下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ①業務実施計画書
- ②業務工程表
- ③着手届
- ④技術者等届
- ⑤経歴書

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②請求内訳書

第11条（打ち合わせ）

打合せ協議は、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間（3回）及び成果納入時に行うことを原則とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。打合せ後は打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、社会状況を鑑み必要に応じて、zoom及びMicrosoft Teams等のオンライン会議により実施することも可能とし、実施方法などについては協議のうえ、事前に発注者の承諾を得るものとする。

第12条（成果品の審査）

受注者は、業務完了後に本市監督員の成果品審査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に帰する業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第13条（成果品の帰属）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第14条（疑義）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第15条（業務概要）

本業務の作業概要は下記に示す項目であり、詳細は次によるものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 資料収集整理 | 1式 |
| (3) 被災状況コンテンツ整理 | 1式 |
| (4) 各種検証調査 | 1式 |

- | | |
|---------------|-----|
| (5) 検証委員会運営支援 | 1 式 |
| (6) 検証報告書作成 | 1 式 |
| (7) 業務報告書の作成 | 1 式 |

第 16 条（計画準備）

作業の実施にあたり、仕様書及び本市地域防災計画、その他関連規程の内容について十分把握し、必要な人員の配置や作業工程計画を業務実施計画書として取りまとめ、発注者に提出し、承認を得るものとする。

第 17 条（資料収集整理）

災害検証で必要となる基礎資料を県、市及び各防災関連機関から収集し、整理を行うものとする。資料の収集においては、受注者が収集を希望する資料リストを作成し、発注者に提出すること。なお、収集先に発注者の方から照会する必要があるものについては、受注者は収集先を提示し、発注者が収集する。

第 18 条（被災状況コンテンツ整理）

被災した状況や様子を後世の教訓として伝えるため、発注者から提供される被害状況コンテンツを整理する。また、受注者は、発注者から提供される資料以外に有効なコンテンツがあれば独自に収集し、整理するものとする。なお、これらのコンテンツ収集時には、今後の利活用時の著作権等の問題が生じないように留意すること。

第 19 条（各種検証調査）

能登半島地震・豪雨における災害検証調査として、以下の項目の検証調査を実施し、様々な視点から被災時の状況記録をとりまとめる。なお、とりまとめにおいては、災害における教訓として後世に残すことや、被災地からの全国への発信、市の今後の防災施策に利活用することなどを目的とすることを踏まえて、調査やとりまとめを実施するものとする。

- (1) 市内の災害対応活動に関する検証調査
- (2) 市に対する他機関からの応援に関する検証調査（3 機関程度）
- (3) 市民への影響に関する検証調査

これらの調査においては、アンケート調査を基本とし、必要に応じて、個別に聞き取り調査を行う。なお、アンケート調査に係る市内への連絡・周知、アンケートの送付・回収は発注者が行うものとする。

第 20 条（検証委員会運営支援）

有識者を含めた検証委員会を構成し、最終的な検証報告書のとりまとめに向けた委員会の開催支援を行うものとする。検証委員会のスケジュール、内容等の実施計画案は、受注者が提案するものとし、発注者と協議の上決定する。

なお、発注者は、委員会日程調整、委員会会場の確保、司会進行を行う。受注者は、委員会資料作成、資料説明、議事録作成を行う。

第 21 条（検証報告書作成）

各視点における検証内容をとりまとめ、委員会の意見を踏まえた検証報告書（本編及び資料編）を作成するものとする。検証報告書の作成においては、特に各対応活動における今後に向けた改善策、方向性について記載すること。なお、検証報告

書（本編）は A4 版 100 頁程度とする。

第 22 条（業務報告書の作成）

前条までの成果をもとに業務報告書としてとりまとめるものとする。なお、今後の各種防災施策に広く利活用することを見据え、本業務で得られた各種検証・調査結果をわかりやすく可視化を図るなどの工夫を行い、とりまとめを行う。

第 23 条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| （1）業務報告書（A4 版簡易製本） | 2 部 |
| （2）検証報告書（本編及び資料編）（A4 版簡易製本） | 2 部 |
| （3）上記を含む中間データ | 1 式 |

※成果品における各種原稿データは Microsoft Office ファイル（ワード、エクセル等）、PDF ファイル、挿入図等の作成に使用したデータ（GIS データも含む）も含む。

※業務内で作成された GIS データについては、他部門でも利活用できるよう汎用性があり、且つ、世界標準フォーマットである shape 形式で納品する。

第 24 条（納入場所）

本業務の成果納入場所は、輪島市 総務部 防災対策課とする。

※本仕様書については、プロポーザルの結果により、必要に応じて加筆修正します。